



環境省における地域脱炭素の取組について

令和5年11月28日
東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室



1. 「地域脱炭素」の経緯

- 2030年度46%削減目標の実現に向けては、民生部門（家庭部門・業務その他部門）の目標削減率が他部門に比べ高いことから、当該部門への一層の対策が必要。
- 民生部門については、家庭やオフィスなど対象数が多いことから、**地域に密着した地方公共団体が中心となって、地域の特性を活かしつつ**、地域の課題解決とあわせて進めていくことが不可欠。

＜温室効果ガス排出量の内訳と2030年度削減目標との関係＞

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位:億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量目標	削減率
			▲46%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%
産業	4.63	2.89	▲38%
業務その他	2.38	1.16	▲51%
家庭	2.08	0.70	▲66%
運輸	2.24	1.46	▲35%
エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%
吸収源	-	▲0.48	-
二国間クレジット制度 (JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。		

2020年10月 菅内閣総理大臣（当時）による2050年カーボンニュートラル宣言

- 2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロ（カーボンニュートラル）を目指す

2020年12月 国・地方脱炭素実現会議 開催

- 地域の取組と国民のライフスタイルに密接に関わる分野を中心に、国民・生活者目線での2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ及びそれを実現するための国と地方による具体的な方策を議論



第3回 国・地方脱炭素実現会議（令和3年6月9日）（出典：首相官邸HP）

※構成メンバー

<政府> 内閣官房長官（議長）、環境大臣（副議長）、総務大臣（同）、内閣府特命担当大臣（地方創生）、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣
<地方公共団体> 長野県知事、軽米町長、横浜市長、津南町長、大野市長、壱岐市長

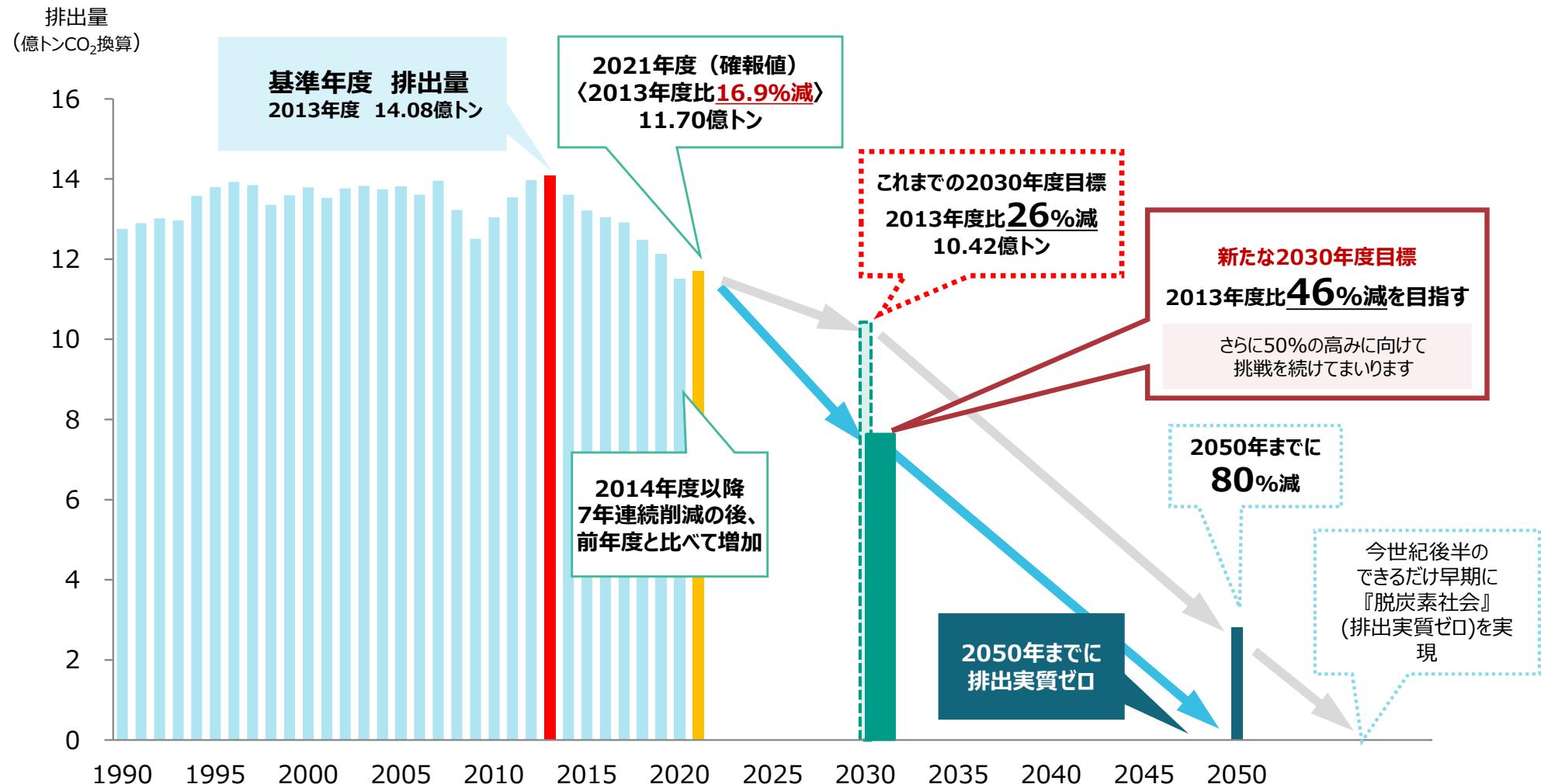
2021年4月 2030年温室効果ガス排出目標を新たに設定

- 2030年度46%削減を目指し、更に50%の高みに向けて挑戦

2021年5月 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の成立

- 都道府県・政令市等に加え、その他の市町村においても、地方公共団体実行計画における当該区域での自然的・社会的条件に応じた削減に関する事項（区域施策編）の策定の努力義務化

我が国の温室効果ガスの排出量と削減目標



(出典)「2021年度の温室効果ガス排出量（確報値）」及び「地球温暖化対策計画」から作成

■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標※等の実現に向け、計画を改定。

※我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位:億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%
	家庭	2.08	0.70	▲66%
	運輸	2.24	1.46	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲27%
	非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

民生部門

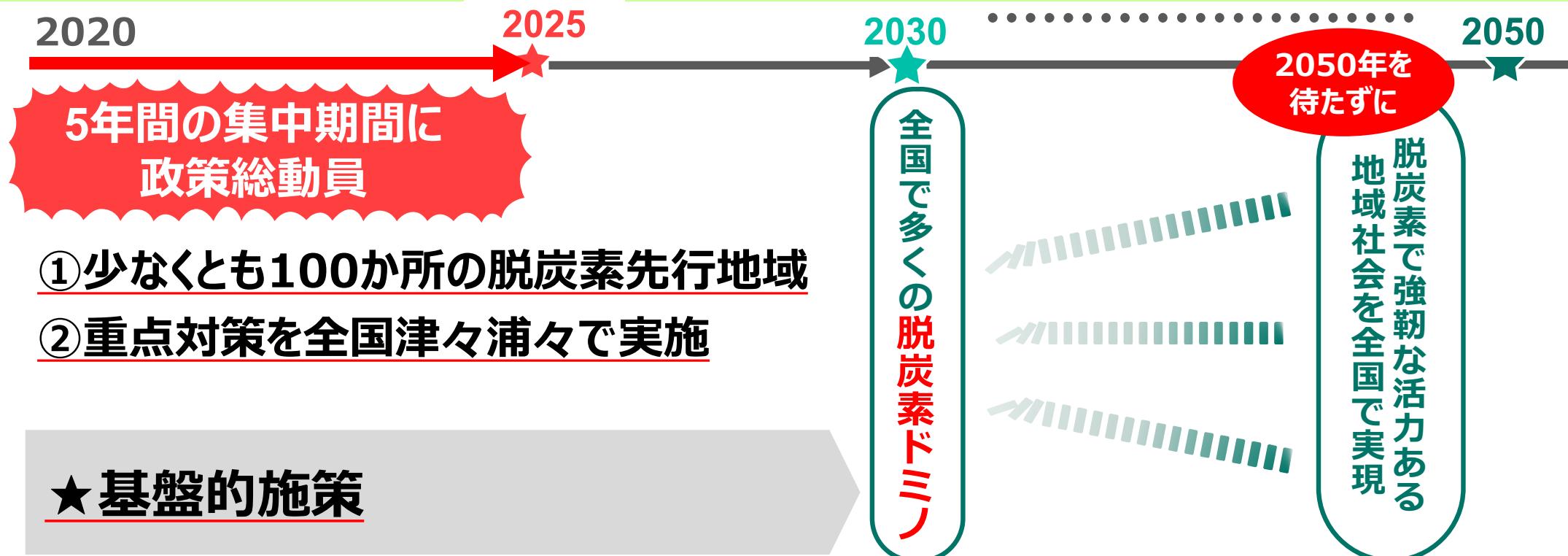
再生可能エネルギーの導入推移と2030年目標（2021年10月改定後）

- 2012年7月のFIT制度（固定価格買取制度）開始により、再エネの導入は大幅に増加。特に、設置しやすい太陽光発電は、2011年度0.4%から2020年度7.9%に増加。**再エネ全体では、2011年度10.4%から2020年度19.8%に拡大。**
- 2021年10月のエネルギー믹스改定では、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けて、施策強化等の効果が実現した場合の**野心的目標**として、**電源構成36-38%**の再エネ導入を目指す。

＜再エネ導入推移＞

	2011年度	2020年度		2030年旧ミックス	2030年新ミックス
再エネの電源構成比 発電電力量:億kWh 設備容量:GW	10.4% (1,131億kWh)	19.8% (1,983億kWh)		22-24% (2,366-2,515億kWh)	36-38% (3,360-3,530億kWh)
太陽光	0.4%	7.9%		7.0%	14-16%程度
		61.6GW	791億kWh		104~118GW 1,290~1,460億kWh
風力	0.4%	0.9%		1.7%	5%程度
		4.5GW	90億kWh		23.6GW 510億kWh
水力	7.8%	7.8%		8.8-9.2%	11%程度
		50GW	784億kWh		50.7GW 980億kWh
地熱	0.2%	0.3%		1.0-1.1%	1%程度
		0.6GW	30億kWh		1.5GW 110億kWh
バイオマス	1.5%	2.9%		3.7-4.6%	5%程度
		5.0GW	288億kWh		8.0GW 470億kWh

- **今後の5年間**に政策を総動員し、人材・技術・情報・資金を積極支援
 - ①2030年度までに少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」をつくる
 - ②全国で、重点対策を実行（自家消費型太陽光、省エネ住宅、電動車など）
- 3つの基盤的施策（①継続的・包括的支援、②ライフスタイルイノベーション、③制度改革）を実施
- モデルを全国に伝搬し、2050年を待たずに脱炭素達成（脱炭素ドミノ）



- 地方公共団体は、地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定し、かつ、**政府実行計画に準じた取組を行うことが求められている。**
※ 政府実行計画では、**2030年度までに50%削減**（2013年度比）の目標を掲げ、以下の取組を記載。
政府実行計画に含まれていない上下水道や廃棄物処理等については、各団体の実状にあった取組を適宜追加。
- 「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」において、地方公共団体は、公営企業を含む全ての事務及び事業について、**地域脱炭素の基盤となる重点対策**（地域共生・ひ益型の再エネ導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等）**を率先して実施**することが求められている。

政府実行計画（令和3年10月22日閣議決定）に盛り込まれた主な取組内容

太陽光発電

設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の**約50%以上**に太陽光発電設備**を設置**することを目指す。



公用車

代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに**全て電動車**とする。



※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

廃棄物の3R + Renewable

プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の**3R + Renewable**を徹底し、**サーキュラーエコノミーへの移行**を総合的に推進する。



合同庁舎5号館内のPETボトル回収機

新築建築物

今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当**となることを目指す。

※ ZEB Oriented : 30~40%以上の省エネ等を図った建築物、ZEB Ready : 50%以上の省エネを図った建築物

LED照明

既存設備を含めた政府全体のLED照明の導入割合を2030年度までに**100%**とする。

再エネ電力調達

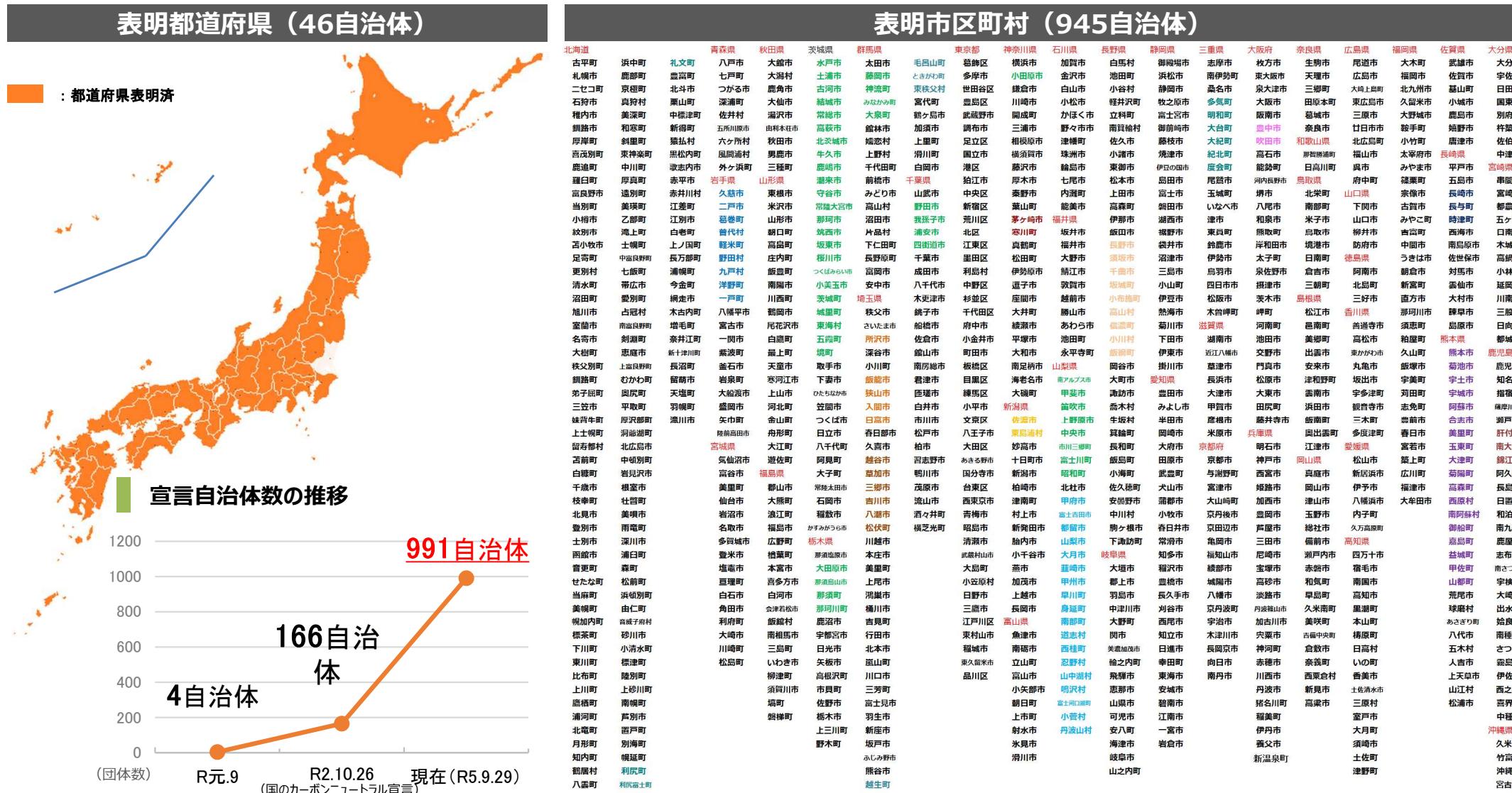
2030年までに各府省庁で調達する電力の**60%以上を再生可能エネルギー電力**とする。

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

2023年9月29日時点



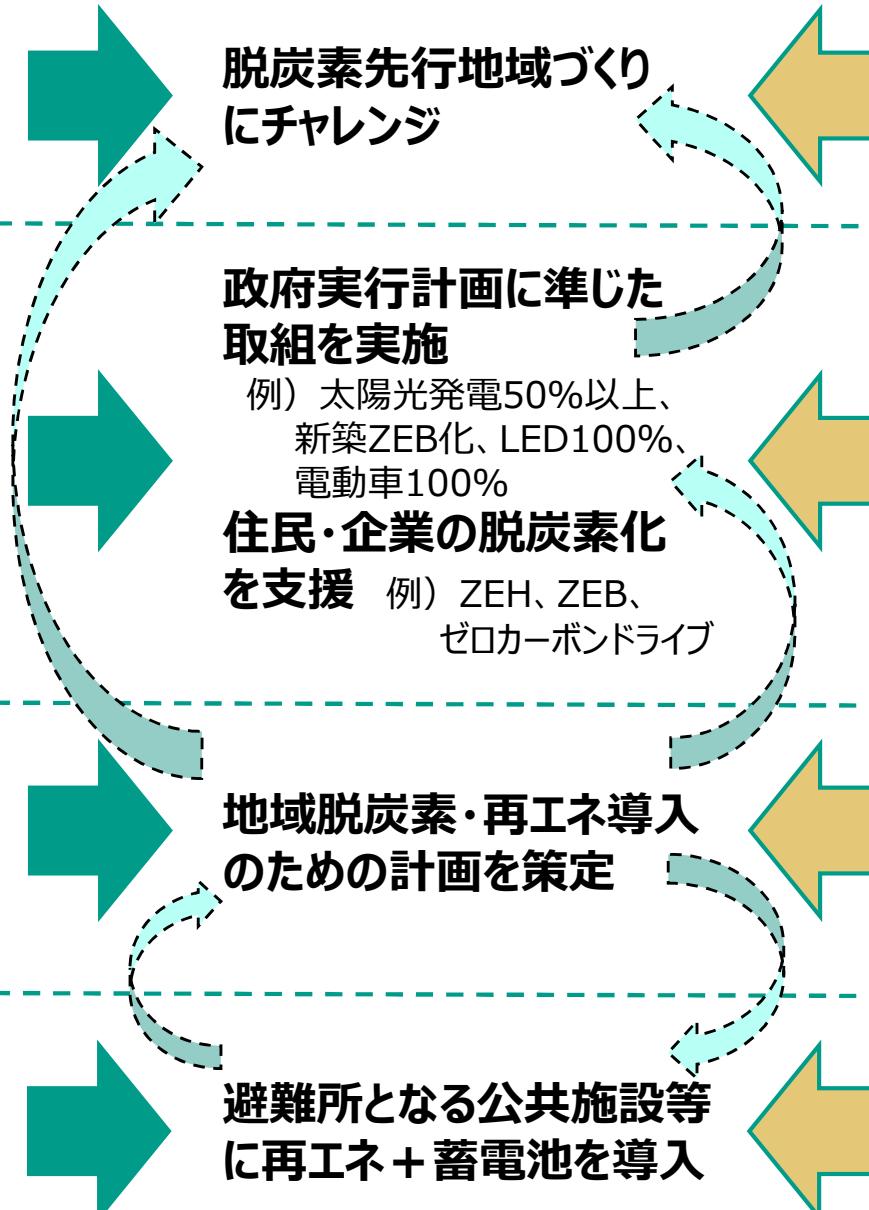
■ 991自治体（46都道府県、558市、22特別区、317町、48村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。



地方自治体の状況に応じた取組と支援策のイメージ

(状況)

- 全国のモデルとなる先進的な取組を行いたい



(支援策)

地域脱炭素の推進のための交付金 (脱炭素先行地域づくり事業・民間裨益型自営線マイクログリッド事業)
※最大60億円の支援

地域脱炭素の推進のための交付金 (重点対策加速化事業)
※最大20億円の支援

脱炭素化推進事業債 (仮称)
※地方単独事業への地方財政措置
(最大45%の地方交付税措置)

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

- 2030年度目標の達成に向け、着実に取組を進めたい

- まずは、しっかりとした計画を作りたい

- まずは、手をつけやすい取組から始めたい

2. 脱炭素先行地域

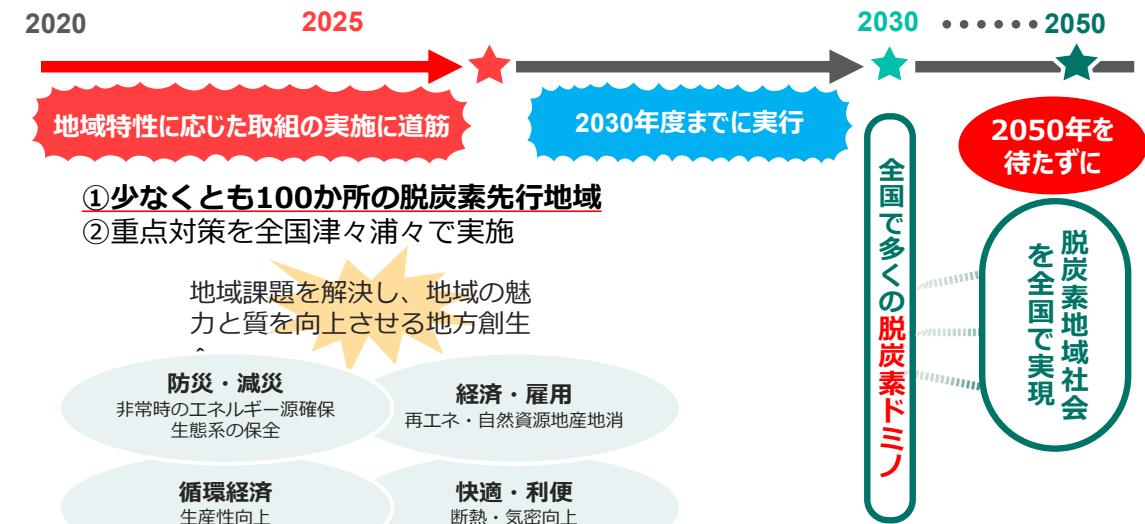
脱炭素先行地域とは

- 地域脱炭素ロードマップに基づき、**2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組実施の道筋**をつけ、**2030年度までに実行**
- 農村・漁村・山村、離島、都市部の街区など多様な地域において、**地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素に向かう取組の方向性**を示す。

脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

$$\text{民生部門の電力需要量} = \text{再エネ等の電力供給量} + \text{省エネによる電力削減量}$$



スケジュール

	第1回選定	第2回選定	第3回選定	第4回選定	第5回選定
募集期間	<2022年> 1月25日～2月21日	<2022年> 7月26日～8月26日	<2023年> 2月7日～2月17日	<2023年> 8月18日～8月28日	<2024年> 検討中
結果公表	4月26日	11月1日	4月28日	11月7日	未定
選定数	26 (提案数79)	20 (提案数50)	16 (提案数58)	12 (提案数54)	-

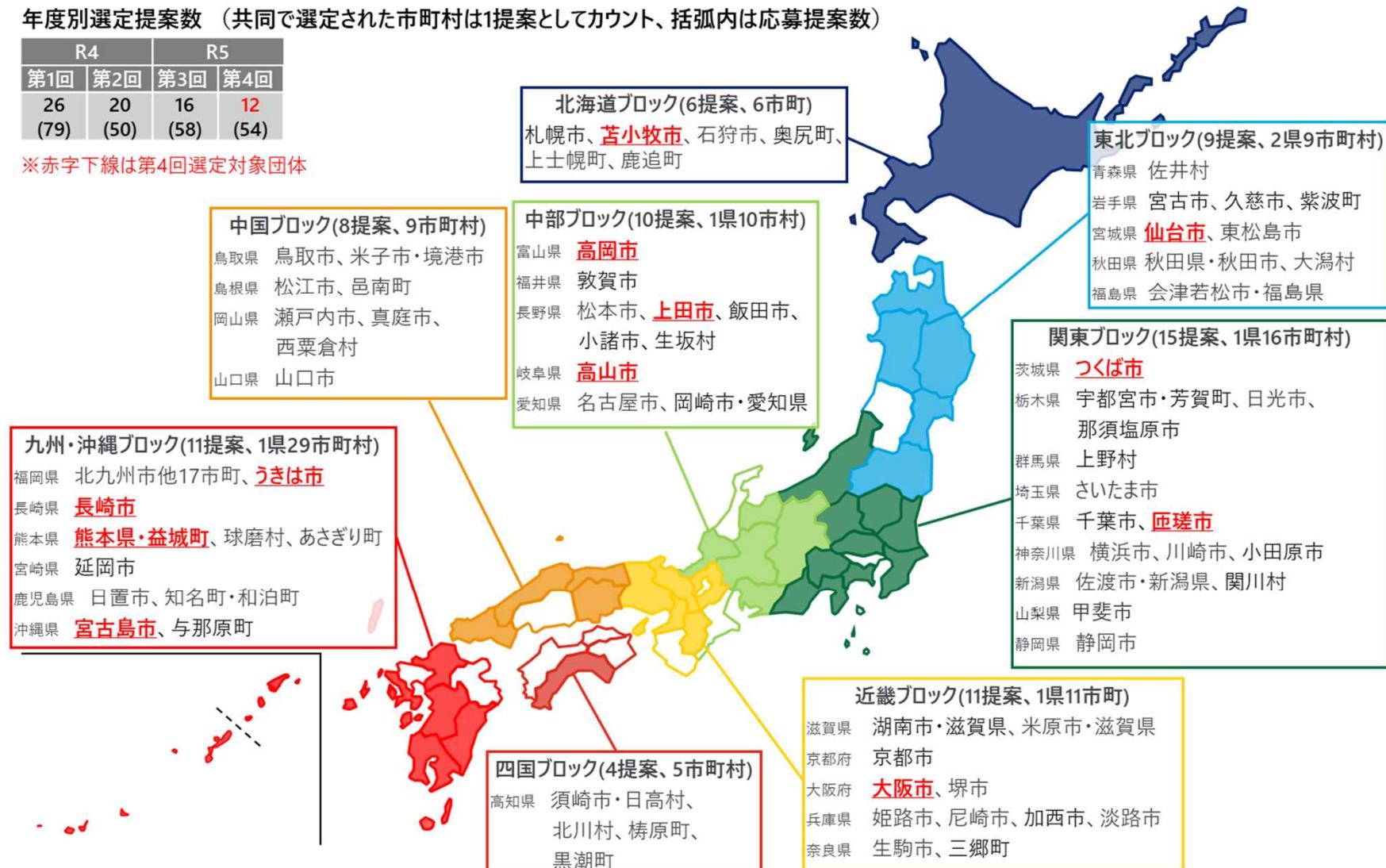
脱炭素先行地域の選定状況（第1回～第4回）

- 第4回において、**12提案（1県12市町）**を選定した。
- 第1回から第4回まで、全国36道府県95市町村の**74提案**が選定となった。
- これまでに選定された計画提案が1件もない都道府県は、11都県となった（地図中の空白部）。

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4	R5		
第1回	第2回	第3回	第4回
26 (79)	20 (50)	16 (58)	12 (54)

※赤字下線は第4回選定対象団体



脱炭素先行地域における取組例

- 関係省庁の支援策等を具体的に活用し、脱炭素事業と組み合わせることで、**住民の暮らしの質の向上や農林水産業等の地域経済への裨益**、より**効果的なエネルギー・マネジメント**による温室効果ガス削減効果の更なる向上といった相乗効果が期待できる提案の例。

海ごみ×漁業振興×脱炭素 <青森県佐井村>

漁村の水産加工場に新たに導入するボイラーの燃料として、漁協と連携して回収した海岸漂着ごみから製造した樹脂ペレットを活用し、**漁協の事業継続性**の確保と**水産物のカーボンフリーア化**による売上増加を目指す。

水産加工場設置支援
(農林水産省)



海岸漂着ごみ回収支援
(環境省)

漁業振興効果拡大



コンパクトシティ×脱炭素 <長野県小諸市>

都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画で定める**都市機能誘導区域**における施設の集約化と合わせて、**エネルギー・マネジメント**を前提とした再エネ導入やマイクログリッドの構築、100%再エネ稼働によるEVモビリティシステム導入に取組む。

コンパクトシティ
(国土交通省)



脱炭素事業
(環境省)

コンパクトシティの脱炭素化



農業振興×脱炭素 <岩手県紫波町>

生ごみや**廃棄リンゴ**等を原料とするメタン発酵バイオガス発電を導入するとともに、発生する消化液を「水田活用の直接支払交付金」(農林水産省)を活用して町が作付転換を推奨している**子実用トウモロコシ**等の肥料として活用。

子実用トウモロコシ等への作付転換の推進
(農林水産省)



脱炭素事業
(環境省)

農業振興効果拡大



デジタル×脱炭素 <福島県会津若松市>

電力の需給データ等を**AI**で分析し、蓄電池の充放電により**複数エリア間**で需給調整を効率的に行う体制を構築するとともに、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」(内閣府)で実装されたデジタル地域通貨等を活用して需要家の行動変容を促進する。

デジタル技術
(内閣府)



脱炭素事業
(環境省)

デジタル技術を活用したスマートシティ構想の発展



コンパクトシティ×脱炭素 <高知県黒潮町>

戸別津波避難カルテの経験を活かし、**脱炭素カカルテ**を活用して町民の行動変容を図る。「個別避難計画作成モデル事業」(内閣府)を活用して作成された個別避難計画とも連携して**福祉避難所**等へ再エネを導入し、要配慮者の**安全な避難生活**を確保。

津波避難対策
(内閣府)



脱炭素事業
(環境省)

津波避難対策と脱炭素の相乗効果

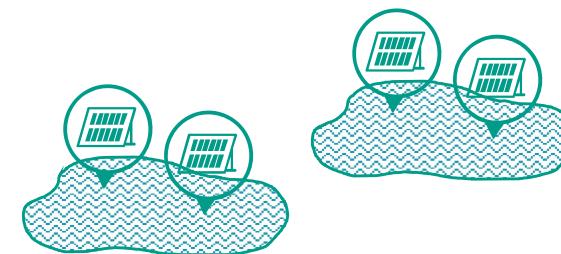


- 2030年46%削減目標に向けて、脱炭素の基盤となる「重点対策」の取組に対して支援。
- 脱炭素先行地域とは別の支援策。先行地域に選定されなくても活用可能。

①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電



②地域共生・地域裨益型再エネの立地



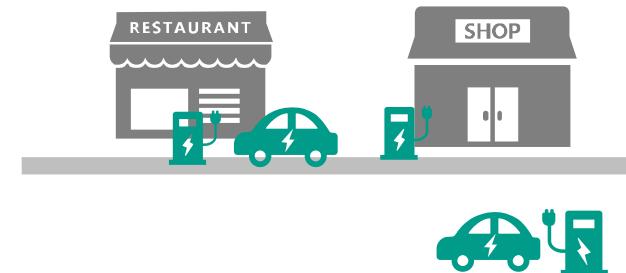
③公共施設など業務ビル等における
徹底した省エネとエネ電気調達と更新
や改修時のZEB化誘導



④住宅・建築物の 省エネ性能等の向上



⑤ゼロカーボン・ドライブ



重点対策加速化事業の計画策定状況

■ 令和5年5月末現在、重点対策加速化事業として110自治体を選定（29県、81市町村）

令和4年度開始

32自治体

※令和4年5月30日内示 13件
※令和4年7月14日内示 9件
※令和4年9月22日内示 7件
※令和5年3月14日内示 3件

中国ブロック(3県、9市町)

鳥取県 鳥取県
島根県 出雲市、美郷町
岡山県 岡山県、新見市、瀬戸内市
広島県 呉市、福山市、東広島市、廿日市市、北広島町
山口県 山口県

九州ブロック(6県、11市町村)

福岡県 福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、糸島市、大木町
長崎県 長崎県、松浦市
熊本県 熊本県、荒尾市
大分県 大分県、中津市
宮崎県 宮崎県
鹿児島県 鹿児島県、鹿屋市、南九州市、宇検村

令和5年度開始

78自治体

※令和5年4月28日内示 74件
※令和5年5月29日内示 4件

近畿ブロック(2県10市町)

滋賀県 滋賀県
京都府 京都市、向日市、京丹後市
大阪府 八尾市、河内長野市
兵庫県 芦屋市、宝塚市
奈良県 奈良県、奈良市
和歌山县 和歌山市、那智勝浦町

四国ブロック(3県4市町)

徳島県 徳島県
愛媛県 愛媛県、新居浜市、鬼北町
高知県 高知県、高知市、土佐町



北海道ブロック(8市町)

北海道 札幌市、苫小牧市、登別市、当別町、喜茂別町、滝上町、士幌町、鹿追町

東北ブロック(4県、7市町)

岩手県 岩手県、宮古市、一関市、矢巾町
宮城県 宮城県、仙台市、東松島市
秋田県 鹿角市
山形県 山形県
福島県 福島県、喜多方市

関東ブロック(5県15市町)

栃木県 栃木県、那須塩原市
埼玉県 埼玉県、さいたま市、入間市、新座市、白岡市
神奈川県 横浜市、相模原市、小田原市、厚木市、大和市、開成町
新潟県 新潟県、新潟市、妙高市
山梨県 山梨県
静岡県 静岡県、沼津市、富士市

中部ブロック(6県、17市町)

富山県 富山県、富山市、魚津市、氷見市、立山町
石川県 加賀市、津幡町
福井県 福井県
長野県 長野県、伊那市、佐久市、東御市、安曇野市、箕輪町、高森町、小布施町
岐阜県 岐阜県、美濃加茂市、山県市
愛知県 愛知県、岡崎市
三重県 三重県、志摩市

重点対策加速化事業のその他地域への波及効果（脱炭素ドミノ）

- 重点対策加速化事業は、**2030年度46%削減目標に向けて**、全国の地方公共団体が目標を掲げ、複数年度に渡る取組を着実に実施するための呼び水であり、**2030年度目標達成のための全国的な底上げと機運の醸成**を行い、全国に広げていくもの
- これまでに重点対策加速化事業を110件選定しているが、県の事業を29件採択するなど、その他地域への**波及効果の高いものを積極的に採択**

これまでの事例

ノウハウ 垂直展開型	<p>福島県は、本事業を契機に、県知事を代表、市長会、町村会、商工会議所、金融機関等の関係221団体・者が参画するふくしまカーボンニュートラル実現会議を新たに設立し、研修会の開催や全県的な普及啓発活動等に取り組むとともに、カーボンニュートラル推進条例の制定に向け取り組んでいる</p> <p>岐阜県は、県内市町村が家庭・事業所向け太陽光発電設備導入に係るノウハウが乏しいことを踏まえ、市町村経由の補助制度を本事業を活用して創設し、市町村職員の底上げを図っている</p> <p>熊本県は、本事業を通じて得たPPA方式による公共施設への太陽光発電設備導入のノウハウを、担当者会議や個別相談等により県内市町村に展開</p>
市町村 横展開型	<p>さいたま市は、本事業を契機に、本事業での取り組みやノウハウをさいたま市外に波及させるため、県内の他自治体向けのセミナーや金融機関による脱炭素経営セミナーを主催</p>
地元事業者 育成型	<p>山形県は、本事業を活用し、ZEHを上回る高性能な「やまがた健康住宅」の導入を行う際、地元工務店とコンソーシアムを組み、県内事業者を育成</p> <p>鳥取県は、県内の市町及び地域新電力等と連携し、本事業を活用したPPA方式での太陽光発電設備導入に当たり、PPA事業を行う県内事業者を育成</p>

- 採択に当たり、地球温暖化対策計画に即した地方公共団体実行計画の策定・改定にコミットすることが要件

計画策定 前倒し型	<p>岩手県は、本事業を契機に、地方公共団体実行計画の改定を2026年から2023年に前倒しし、2030年57%削減を県の目標として設定</p> <p>栃木県は、本事業を契機に、地方公共団体実行計画の改定を2026年から2022年に前倒しし、2030年50%削減を県の目標として設定</p>
--------------	---

引き続き、全国的な底上げと機運の醸成

重点対策加速化事業を契機とした**脱炭素ドミノの基盤**を構築

(ノウハウ市町村展開、市町村横展開、地元事業者育成、実行計画策定前倒しの事例蓄積及び水平展開、等)

3. 東北地方環境事務所による支援について

東北地方環境事務所による地域脱炭素の支援

- ・東北地方環境事務所は、全国に8カ所設置されている環境省の地方機関のひとつ。
- ・管轄区域は、6県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）。管内市町村数は227。
- ・令和4年4月、各地方環境事務所長直轄の「**地域脱炭素創生室**」を創設

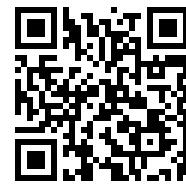
＜地域脱炭素創生室の取組＞

- ・**脱炭素・持続可能な地域づくり**に向けて、国と地域の架け橋になる（地域のお困り事を共有し、施策に反映）
- ・地域の**ステークホルダーとの連携**を推進（自治体・企業・金融機関・地方支分部局等）
- ・地域脱炭素の**取組の立ち上がりから実行まで**伴走支援（脱炭素先行地域、重点対策等の案件形成含む）
- ・国の支分部局と連携した合同の予算説明会や、各地域のニーズに即した**セミナー等開催**



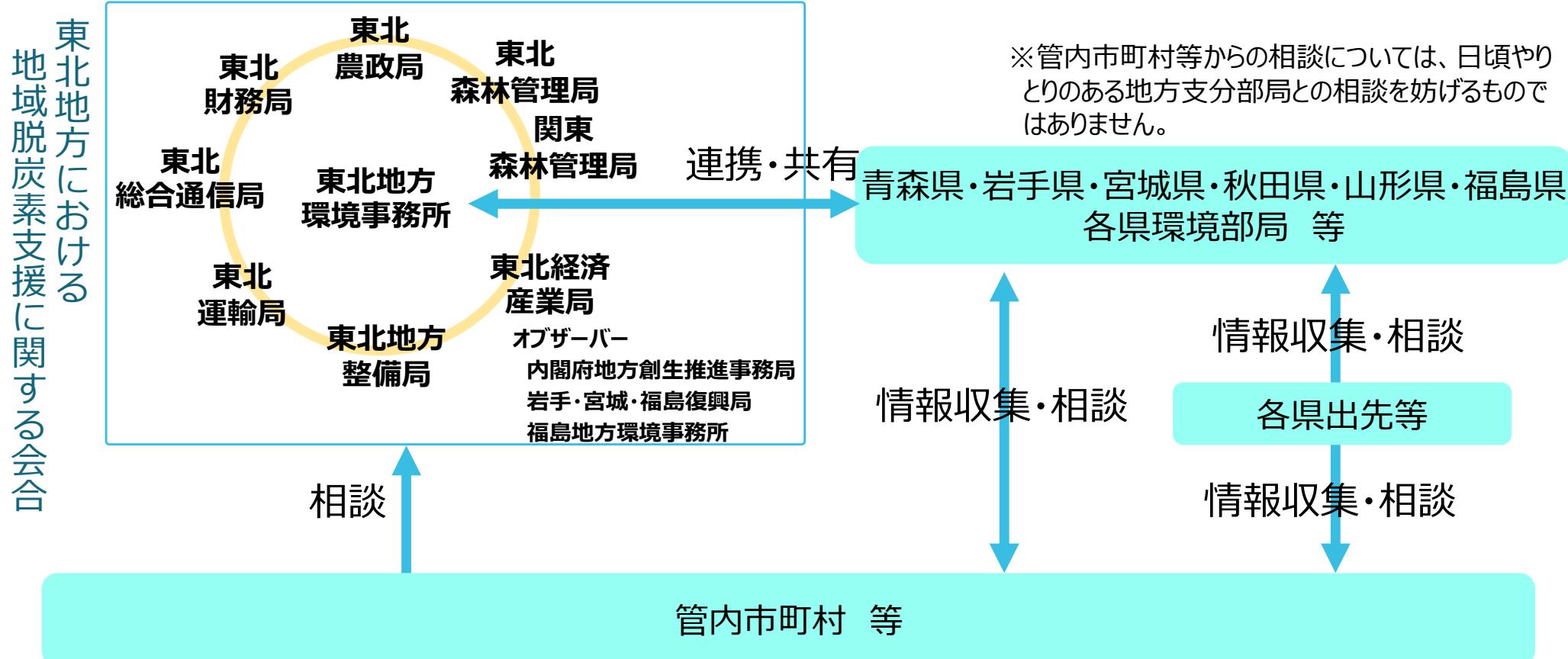
具体的取組① 相談窓口の設置について

相談窓口の設置について（東北地方環境事務所HP）：
http://tohoku.env.go.jp/to_2022/post_302.html



東北管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）の脱炭素の取組を後押しすべく、管内市町村からの相談窓口を設置しています。

（東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室：CN-tohoku@env.go.jp）



【想定する国機関からの支援の内容】

- ・関係省庁が多岐にわたる脱炭素事業に関する相談対応
- ・各市町村、県で実施検討中の事業について、活用可能性のある補助事業等の紹介や事業実施に関する助言 等

具体的取組② 東北地方における地域脱炭素支援に関する会合

- ・目的：東北地方における脱炭素の取組に関して、地方支分部局が連携し、各地域の強み・課題・ニーズを丁寧に吸い上げ、地域の取組を機動的に支援するため、関係機関間の連絡・調整を図る。
- ・構成：東北農政局長

東北森林管理局長
関東森林管理局長
東北経済産業局長
東北地方整備局長
東北運輸局長
東北地方環境事務所長
東北総合通信局長
東北財務局長

*内閣府地方創生事務局
*岩手復興局
*宮城復興局
*福島復興局
*福島地方環境事務所



(*はオブザーバー)

4. 「デコ活」について

「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）とは



- 脱炭素につながる**新しい豊かな暮らし**の実現に向けた国民の行動変容、ライフスタイル転換のうねり・ムーブメントを起こすべく、新しい国民運動を開始し、世界に発信します。

脱炭素の実現に向け、暮らし、ライフスタイルの分野でも大幅なCO2削減が求められます。



しかし、国民・消費者の行動に具体的に結びついているとは、まだ言えない状況です。



1

例えば10年後など、脱炭素につながる**将来の豊かな暮らしの全体像、絵姿**をお示します。



2

国、自治体、企業、団体等で共に、**国民・消費者の新しい暮らしを後押し**します。



国際的にも（G7・G20等において）、

- ・ 我が国から**製品・サービスをパッケージにした新しいライフスタイル**の提案・発信
- ・ **官民連携によるライフスタイル・イノベーション**の国際協調を提案・発信



国内での新たな消費・行動の喚起とグローバルな市場創出・マーケットインを促します。

【参考】デコ活の背景 (1/2)

○脱炭素の実現に向けては、2030年家庭66%、運輸35%、非エネ14%、業務51%削減など、暮らし、ライフスタイルの分野でも大幅な削減が求められます。

地球温暖化対策計画（令和3年）の概要

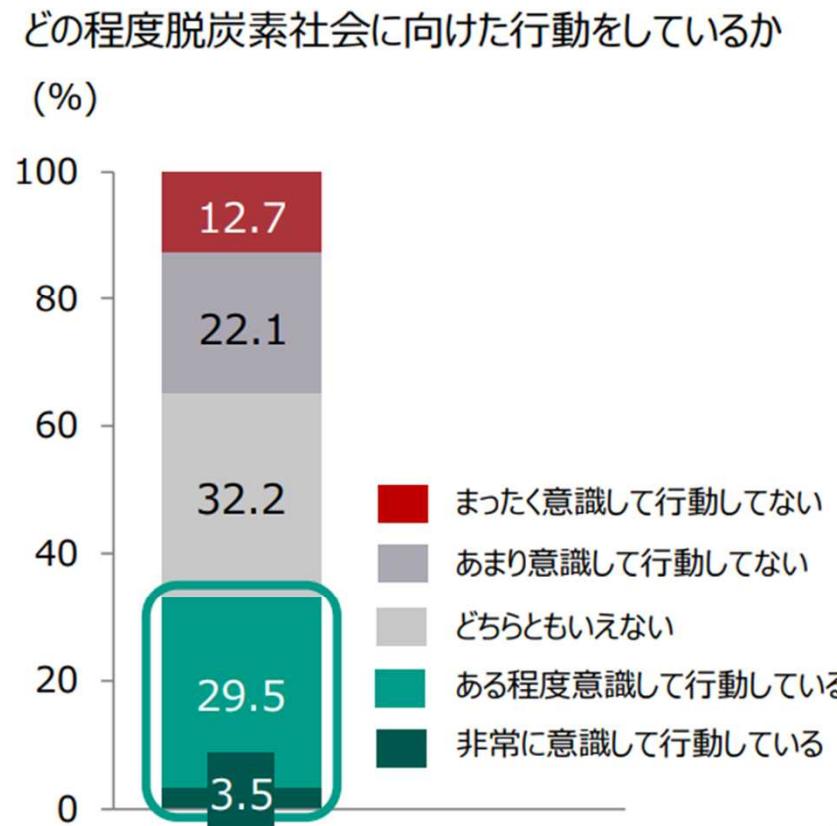
温室効果ガス排出量 ・吸収量 (単位: 億t-CO ₂)	2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
	14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂	12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%
	家庭	2.08	0.70	▲66%
	運輸	2.24	1.46	▲35%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)	0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源	-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度(JCM)	官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典: 地球温暖化対策計画 概要

【参考】デコ活の背景（2/2）

○国民・消費者の9割が脱炭素という用語を認知している一方、そのために何をしたらよいか分からぬなど、具体的な行動に結びついているとは言えない状況にあります。

「脱炭素」という言葉を知っている人は90.8%、
行動に移している人は33.1%



脱炭素について若年層では、「よくわからない」、「意識・貢献できる瞬間がない」と回答した人が約6割に

脱炭素社会の実現に向けて取り組むことについて、
正直どのように思うか（とてもそう思う+そう思う）
(10-20代の回答)

回答	(%)
正直、よくわからないので、やるべきことを決めてくれたら従う	59.4
正直、意識・貢献できる具体的な瞬間がない	58.5
正直、自分一人でやっても変わらない	56.9
正直、取り組むモチベーションが続かない	50.2

出典：博報堂「第二回 生活者の脱炭素意識&アクション調査」～2022年3月調査結果～

デコ活の全体像（脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの絵姿）

- 今から約10年後、**生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康**で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する、新しい暮らしを提案します。



※新しい暮らしの根拠や数値のバックデータは、<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>から確認を。

新国民運動の愛称＝「デコ活」



愛称

国民に広く公募し（8,200件の応募）、愛称公募選定会議で「デコ活」※に決定（生みの親↑）
※二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉

◆ロゴ・メッセージ・アクション



◆“暮らしの10年ロードマップ”を
年度内に策定し、計画的に実行

デコ活アクション まずはここから

- デ 電気も省エネ 断熱住宅
- コ こだわる楽しさ エコグッズ
- カ 感謝の心 食べ残しそれぞれ
- ッ つながるオフィス テレワーク



850以上の企業・自治体・団体等と協力し、国民・消費者の行動変容、
ライフスタイル転換を後押しし、脱炭素製品・サービス等の需要を強力に創出

「デコ活アクション」について



分類		アクション	
まずはここから	住 デ	電気も省エネ 断熱住宅	(電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む)
	住 コ	こだわる楽しさ エコグッズ	(LED・省エネ家電などを選ぶ)
	食 力	感謝の心 食べ残しあげゼロ	(食品の食べ切り、食材の使い切り)
	職 ツ	つながるオフィス テレワーク	(どこでもつながれば、そこが仕事場に)
ひとりでにCO2 が下がる	住	高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ	
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ	
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる	
みんなで実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む	
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する	
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ	
	移	できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する	
	買	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う	
	住	宅配便は一度で受け取る	

※デコ活アクションの詳細については、<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/action/>から確認を。（今後隨時追加更新予定）

5. 令和5年度補正予算案における 主な環境省の脱炭素関係事業

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金



【令和5年度補正予算（案） 13,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略。令和5年7月28日閣議決定。）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

①脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。

※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

②重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

3. 事業スキーム

■事業形態	交付金	交付率：① 原則2／3※ ② 2／3～1／3等
■交付対象	地方公共団体等	
■実施期間	令和5年度	

※財政力指数が全国平均（0.51）
以下の地方公共団体は一部3／4

4.

2020

2025

2030 2050

地域特性に応じた取組の
実施に道筋

2030年度までに
実行

2050年を
待たずに

- ①少なくとも100か所の脱炭素先行地域
②重点対策を全国津々浦々で実施

経済・雇用
再エネ・自然資源地産地消

快適・利便
断熱・気密向上・公共交通

地域課題を解決し、
地域の魅力と質を向
上させる地方創生へ

循環経済
生産性向上、資源活用

防災・減災
非常時のエネルギー源確保
生態系の保全

全国で多くの脱炭素ドミノ

脱炭素地域社会
を全国で実現

＜参考：交付スキーム＞



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和5年度補正予算（案）1,885百万円】

地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定等を支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「GX推進戦略」等に基づき、2050年脱炭素社会の実現に向け、地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニングを支援することで、地

マスター テ連携の書式設定

域における再エネの最大限導入を図る。

2. 事業内容

① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要となる意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要となるシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。

④ 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

⑤ 再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援

再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。

3. 事業スキーム

■ 事業形態

間接補助 補助率 ①3/4、2/3 ②④3/4 ③2/3、1/2、1/3 ⑤1/2
上限 ①②⑤800万円、③2,000万円、④2,500万円

①④地方公共団体 ②地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
③地方公共団体、民間事業者・団体等 ⑤民間事業者・団体等

■ 実施期間

令和5年度

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

4.

事業イメージ

① 計画策定支援



② 公共施設等への再エネ導入調査支援



- ✓ 公共施設等への再エネ導入可能量調査等

③ 体制構築支援



- ✓ 地域再エネ事業の実施・運営体制の構築



④⑤ 地域共生型再エネの導入促進

- ✓ 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング
- ✓ 地域が望む再エネ事業の導入調査

計画的・段階的な脱炭素への取組へ



【令和5年度補正予算（案） 2,000百万円】

災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）における「災害時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ設備に関する対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靭性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO₂設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

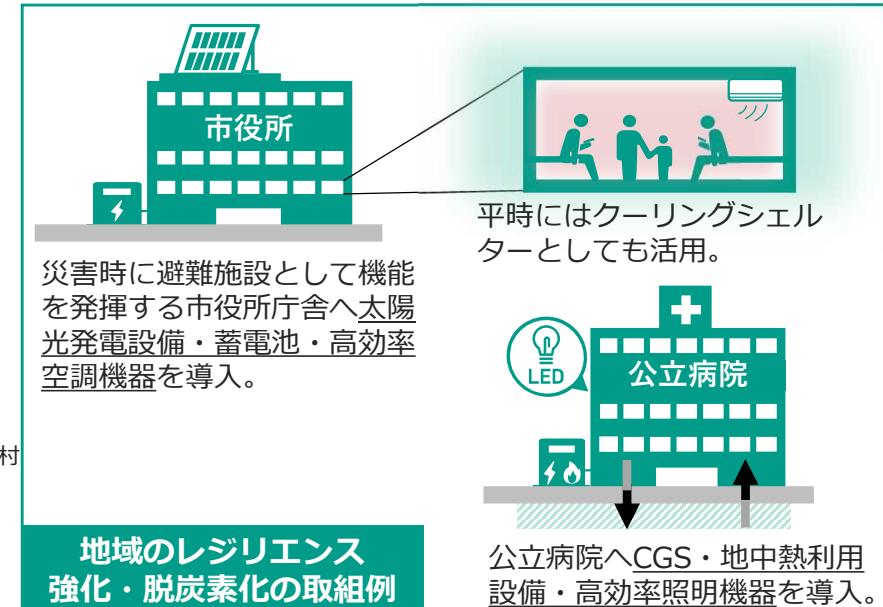
- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体 [PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可]
- 実施期間 令和5年度

4. 支援対象

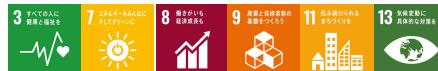
- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設



- ・再エネ設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO₂設備
- ・未利用エネルギー設備等



断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援事業 (経済産業省・国土交通省連携事業)



【令和5年度補正予算（案） 135,000百万円】

くらし関連分野のGXを加速させるため、断熱窓への改修による即効性の高いリフォームを推進します。

1. 事業目的

- 既存住宅の早期の省エネ化により、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適なくらしの実現、2030年度の家庭部門からのCO₂排出量約7割削減（2013年度比）に貢献し、くらし関連分野のGXを加速させる。
- 先進的な断熱窓の導入加速により、価格低減による産業競争力強化・経済成長と温室効果ガスの排出削減を共に実現。
- 2050年ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保に貢献。

2. 事業内容

- ①既存住宅における断熱窓への改修を促進し、くらし関連分野のGXを加速させるため、以下の補助を行う。

既存住宅における断熱窓への改修

補助額：工事内容に応じて定額（補助率1/2相当等）

対象：窓（ガラス・サッシ）の断熱改修工事

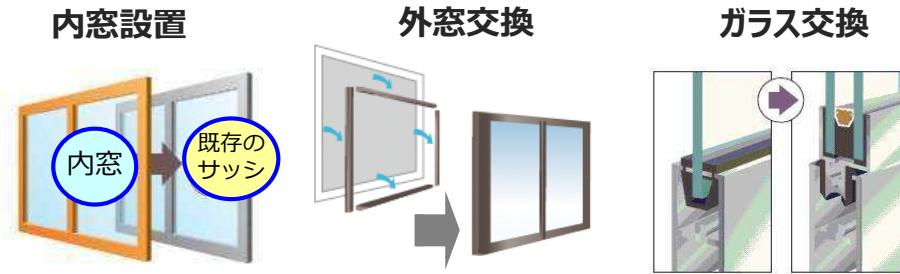
（熱貫流率（Uw値）1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）

- ②本補助事業の運営に必要な、データ管理・分析等の支援を行う。

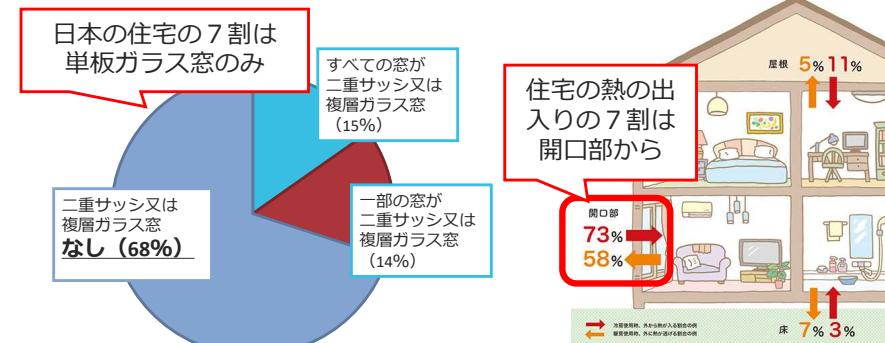
3. 事業スキーム

- | | |
|-----------|--------------------|
| ■事業形態 | ①間接補助事業 ②委託事業 |
| ■補助対象・委託先 | ①住宅の所有者等 ②民間事業者・団体 |
| ■実施期間 | 令和5年度 |

4. 補助事業対象の例



【現状】



参考：（一社）日本建材・住宅設備産業協会省エネルギー建材普及促進センター「省エネ建材で、快適な家、健康な家」



【令和5年度補正予算（案） 6,171 百万円】

業務用施設のZEB化・省CO2化の普及加速に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 2050年CN実現、そのための2030年度46%減（2013年度比）の政府目標の早期達成に寄与するため、建築物等におけるZEB化・省CO2改修の普及拡大により脱炭素化を進める。
- 建築物等において外部環境変化への適応強化、付加価値向上を進め、快適で健康な社会の実現を目指す。

2. 事業内容

（1）ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業（経済産業省連携）

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
- ②既存建築物のZEB普及促進支援事業
- ③非住宅建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

ZEBの更なる普及拡大のため、新築／既存の建築物ZEB化に資する設備機器等の導入を支援する。また、既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果の調査を支援する。

（2）省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業（一部国土交通省連携）

- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

様々な業務用施設等の改修に際し、高効率な設備の導入支援を行い、熱中症対策等にも資する既存建築物の省CO2化の促進を図る。また、クーリングシェルターや災害時の活動拠点としても利用可能な独立型施設へ支援を行い、平時の省CO2化と熱中症対策・レジリエンス性能の向上を目指す。

（3）サステナブル倉庫モデル促進事業（国土交通省連携）

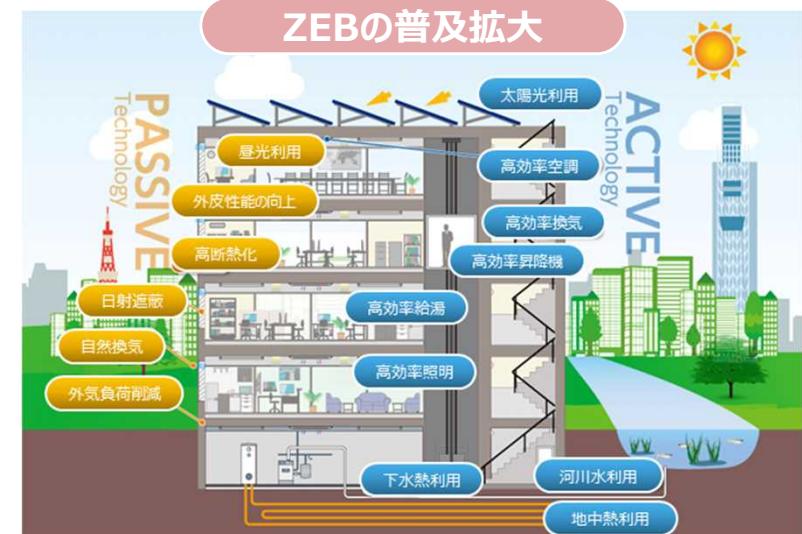
省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することでサステナブル倉庫モデルの普及を図り、CO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（メニュー別スライドを参照）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度

4.

事業イメージ



施設の省CO2化と災害・熱中症対策／サステナブル倉庫普及



クーリングシェルターのイメージ



省CO2独立型施設のイメージ



サステナブル倉庫のイメージ



【令和5年度補正予算（案） 4,034百万円】

工場・事業場における脱炭素化のロールモデルとなる取組を支援します。

1. 事業目的

- 2050年カーボンニュートラルの実現や2030年度削減目標の達成に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組※を推進し、また、脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。※削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ
- さらに、脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、個社単位の取組を超えて、企業間で連携してバリューチェーンの脱炭素化に取り組む先進的なモデルを創出する。

2. 事業内容

①CO₂削減計画策定支援（補助率: 3/4、補助上限: 100万円）

中小企業等による工場・事業場でのCO₂削減目標・計画の策定を支援
※ CO₂排出量を見える化するDXシステムを用いて運用改善を行うDX型計画は、補助上限200万円

②省CO₂型設備更新支援

A.標準事業 CO₂排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備更新を支援（補助率: 1/3、補助上限: 1億円）

B.大規模電化・燃料転換事業 主要なシステム系統でi) ii) iii) の全てを満たす設備更新を支援（補助率: 1/3、補助上限: 5億円）

i) 電化・燃料転換 ii) 4,000t-CO₂/年以上削減 iii) CO₂排出量を30%以上削減

C.中小企業事業 中小企業等による設備更新に対し、i) ii) のうちいずれか低い額を支援（補助上限: 0.5億円）

i) 年間CO₂削減量×法定耐用年数×7,700円/t-CO₂(円) ii) 補助対象経費の1/2(円)

③企業間連携先進モデル支援（補助率: 1/3、1/2、補助全体上限 5億円）

Scope3削減に取り組む企業が主導し、サプライヤー等の工場・事業場のCO₂排出量削減に向けた設備更新を促進する取組を支援（2カ年以内）

④補助事業の運営支援（委託）

CO₂排出量の管理・取引システムの提供、実施結果の取りまとめ等を行う。

3. 事業スキーム

■事業形態 ①、②、③間接補助事業 ④委託事業

■補助・委託先 民間事業者・団体

■実施期間 令和5年度

4. 事業イメージ

① CO₂削減計画策定支援 ②省CO₂型設備更新支援



【主な補助対象設備】



③企業間連携先進モデル支援

バリューチェーン全体でCO₂削減を推進



連絡先

東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室

TEL : 022-207-0734

E-mail: CN-tohoku@env.go.jp

お問い合わせ

便利なサイト

脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

[https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/
enetoku/index.html](https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/index.html)

脱炭素地域づくり支援サイト

[https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/
preceding-region/](https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/)